

公 告

当組合の一般保険料率、及び調整保険料率を令和6年3月1日(令和6年3月分保険料、但し、健康保険法第3条第4項の規定による被保険者については、令和6年4月分保険料)から変更したので、下記のとおり公告します。

記

	一般保険料率	調整保険料率	合 計
事業主	48.380/1000	0.620/1000	49.000/1000
被保険者	48.380/1000	0.620/1000	49.000/1000
計	96.760/1000	1.240/1000	98.000/1000

(内訳)

	基本保険料率	特定保険料率	合 計
事業主	26.915/1000	21.465/1000	48.380/1000
被保険者	26.915/1000	24.465/1000	48.380/1000

施行日 令和6年3月1日

令和6年3月1日

三重県自動車販売健康保険組合
理事長 竹林 憲明